

平成30年度 NPO関連予算の特徴		生活保護受給世帯の自立支援事業、依存症者やその家族等への支援を行う民間団体の活動支援事業の新設を初め、 全ての人々が安心して暮らせる社会に向けた環境を作るために要する予算を確保した。										
連番	事業名	新・継続区分	施策・事業概要	30年度予算額 (百万円)	29年度予算額 (百万円)	補助率 上限額	実地主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	29年度NPO への実績	備考
1	地域の健康増進活動支援事業	継続	健康づくり活動に取り組む民間団体の、健康づくりの牽引役となる人材の育成やボランティアを活用する主体的かつ自由な発想に基づく取組について、補助金を交付する。	76	77	定額 (10/10)	NPO法人等	平成30年 2月（実施中）	健康局健康課に実施計画書を提出	健康局健康課 (内線 2971)	2件	資料1
2	がん検診従事者研修事業	継続	胃内視鏡検査を実施する医師に対して、安全管理体制の整備に係る研修を実施する。	(15の内数)	(56の内数)	1/2	都道府県 公益法人 一般社団法人 一般財団法人 NPO法人等	平成30年 4月頃	健康局がん・ 疾病対策課に実施計画書を提出	健康局がん・ 疾病対策課 (内線 4604)	0件	資料2
3	HIV感染者等のNGO等への支援事業	継続	HIV感染者等で構成されるNPO・NGOによる活動を支援し、効果的で当事者性のあるHIV感染予防の普及啓発や患者支援を図る。	(135の内数)	(133の内数)	定額 (10/10)	NPO法人等	平成30年 1月～3月（実施中）	健康局結核感染症課に実施計画書の提出	健康局結核感染症課 (内線 2358)	5件	資料3
4	雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施	継続	障害者就業・生活支援センターが、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関と連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う。	(8,019の内数)	(8,022の内数)	10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 社会福祉法人 NPO法人 一般社団法人 医療法人で都道府県知事が指定した法人	平成29年1月～3月	実施主体により異なる	職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課 地域就労支援室 (内線 5832)	26件 680百万円	資料4
5	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進	継続	都道府県等が行う公共職業訓練（離職者に対する訓練）について、公共職業能力開発施設で行うほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施する。	62,196	38,425	10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 都道府県及び横浜市 <委託先> 民間企業 専修学校・各種学校 大学・大学院 NPO法人等	実施主体によって異なる。	都道府県が実施する委託先の募集に応募する	実施主体の担当課	NPO法人への実績については、実施主体によって実施方法が異なるため把握していない	資料5

6	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施(障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施)	継続	民間教育訓練機関等多様な委託先を活用することにより、個々の障害者の態様に対応した委託訓練を実施する。	1,406	1,665	10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 都道府県 <委託先> 民間企業 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体によって異なる。	都道府県が実施する委託先の募集に応募する	実施主体の担当課	NPO 法人への実績については、実施主体によって実施方法が異なるため把握していない	資料 6
7	求職者支援制度	継続	民間教育訓練機関等を活用して、雇用保険を受給できない求職者に対して、就職に必要な技能と知識の向上を図る訓練を実施する。	20,949	24,169	訓練の受講者 1 人につき月 5 万~7 万円	<実施主体> 国 (都道府県労働局、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構) <委託先> 民間企業 専修学校・各種学校 大学・大学院 NPO 法人等	原則として四半期ごとに申請の受付	認定申請書等を提出する	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県職業訓練支援センター	年度終了後に集計	資料 7
8	若者職業的自立支援推進事業	継続	「地域若者サポートステーション」において、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援等を実施する。	3,933	3,816	10/10	<実施主体> 国 <委託先> 民間企業 NPO 法人等	都道府県労働局において公示(平成 30 年 1 月 22 日~2 月 23 日)	都道府県労働局に入札書及び提案書を提出	人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 (内線 5969)	93 件 契約金額: 2,168 百万円	資料 8
9	保育園等整備交付金	継続	施設整備(創設、増築、増改築等)に係る経費の一部を補助する。	(66,371 の内数)	(56,403 の内数)	定額(1/2 相当) ※子育て安心プランに参加する一定の自治体の場合 2/3 相当	<実施主体> 市区町村 <設置主体> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	—	資料 9
10	保育対策総合支援事業費助保金(うち、民有地マッチング事業)	継続	地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等に必要な経費の一部を補助する。	(38,144 の内数)	(39,483 の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	—	資料 10

11	保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育園等改修費等支援事業）	継続	保育園等を賃貸物件を活用して設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育園等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。	(38,144の内数)	(39,483の内数)	1/2 ※子育て安心プランに参加する一定の自治体の場合 2/3	<実施主体> 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	—	資料 11
12	保育対策総合支援事業費補助金（うち、①保育園設置促進事業、②都市部における保育園等への賃借料支援事業）	継続	①保育園等の整備にあたり、土地の確保が困難な都市部等での保育園等の整備を促進するため、土地借料の一部を補助する。 ②賃借料が局地的に実勢と乖離している地域の保育園について、公定価格における賃借料加算との乖離分を補助する。	(38,144の内数)	(39,483の内数)	1/2	<実施主体> 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	—	資料 12～13
13	保育対策総合支援事業費補助金（うち、①保育士・保育園支援センター設置運営事業、②若手保育士や保育事業者への巡回支援事業）	継続	①潜在保育士への就職支援、保育園に勤務する保育士等への相談支援、保育園の潜在保育士活用支援等を実施する保育士・保育園支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。 ②保育園等に勤務する経験年数の少ない保育士や保育事業者を対象とした巡回支援に要する費用の一部を補助する。	(38,144の内数)	(39,483の内数)	1/2	<実施主体> ① 都道府県 指定都市 中核市 ② 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	—	資料 14～15

14	保育対策総合支援事業費補助金（うち、①保育環境改善等事業、②広域的保育園等利用事業、③家庭支援推進保育事業、④保育利用支援事業（入園予約制）、⑤サテライト型小規模保育事業、⑥医療的ケア児保育支援モデル事業、⑦認可外保育施設の衛生・安全対策事業、⑧家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業）	継続	①保育園において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児・病後児保育（体調不良児対応型）の設備の整備等に必要な経費の一部を補助する。 ②こども送迎センターから保育園等又は保育園等から屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を実施するための費用の一部を補助する。 ③家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数（40%以上）受け入れている保育園に対して保育士の加配を行う。 ④保護者が育児休業取得後に保育の提供を受けることができるよう予約制の仕組みを設ける際に必要な経費の一部を補助する。 ⑤小規模保育事業などを利用する子どもの3歳到達時における保育園等への円滑な接続を図るため、保育園等において3歳児以降の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合に要する費用の一部を補助する。 ⑥医療的ケアを必要とする障害児が、保育園等の利用を希望する場合の受入体制整備を行うために必要な経費の一部を補助する。 ⑦認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施するための費用の一部を補助する。 ⑧複数の家庭的保育事業者及び連携施設が保育環境の整備や経営の効率化を共同で行う体制作りをモデル的に実施するための費用の一部を補助する。	(38, 144 の内数)	(39, 483 の内数)	① 1/2, 1/3 ②～⑧ 1/2	<実施主体> ①～⑤⑦⑧ 市区町村 ⑥ 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	—	資料 16～23
15	保育対策総合支援事業費補助金（うち、①認可化移行調査費等支援事業、②認可化移行移転費等支援事業）	継続	①認可化するにあたり障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成及び見直しに必要な経費の補助 ②認可化するにあたり立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用の一部の補助を行う。	(38, 144 の内数)	(39, 483 の内数)	1/2	<実施主体> ① 都道府県 市区町村 ② 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	—	資料 24

16	保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育園等の事故防止の取組強化事業、）	継続	事故防止の知識の確保等に必要研修の実施及び重大事故が発生しやすい場面等に関する巡回支援指導を行うために必要な費用の一部を補助する。	(38,144の内数)	(39,483の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の担当保育課	—	資料 25
17	母子家庭等対策総合支援事業費補助金（うち、子どもの生活・学習支援事業）	継続	放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行う事業。	(12,226の内数)	(11,429の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県、市町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の児童福祉担当課	—	資料 26
18	次世代育成支援対策施設整備交付金（うち、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所に係る施設整備事業）	継続	児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所の施設整備（創設、増築、増改築等）に係る経費の一部を補助する。	(7,129の内数)	(6,590の内数)	国：定額 (1/2相当)	<実施主体> 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村 <委託先> 社会福祉法人 公益社団法人 公益財団法人 NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の児童福祉主管課	3 件	資料 27
19	地域生活定着促進事業	継続	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援するため、「地域生活定着支援センター」を整備し、福祉サービスにつなげるための準備を各都道府県の保護観察所と協働して進める。	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 38,493の内数)	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 29,275の内数)	定額	<実施主体> 都道府県 <委託先> NPO 法人等	実施主体によって異なる	実施主体によって異なる	実施主体の担当課	—	資料 28
20	社会福祉推進事業	継続	地域社会における今日的課題に対する先駆的・試行的な取組等に対する支援を通じて、社会福祉の発展改善等に寄与することを目的として実施する。	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 38,493の内数)	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 29,275の内数)	定額	採択された法人(NPO 法人含む)	時期未定 (2月中旬～4月頃に公募開始予定)	事業計画書等を国に提出	厚生労働省社会・援護局総務課 (内線 2891)	5 件 55 百万	資料 29

21	被保護者就労支援事業	継続	被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、以下の業務を実施する。 ・就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じるとともに、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等、就労に向けた支援、また個別求人開拓や就労後における職場定着に向けた支援 ・本人の希望や特性に合った就労の場につなぐため、求人開拓等が円滑に実施できるよう、地域の関係機関や団体等において、就労支援の連携体制を構築	(生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 21,772 の内数)	(生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 21,772 の内数)	3/4	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体によって異なる	実施主体によって異なる	実施主体の生活保護担当課	—	資料 30
22	被保護者就労準備支援事業	継続	直ちに一般就労が困難な被保護者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため、以下の支援を段階的に実施する。 ・日常生活習慣の改善のための支援 ・社会的な能力を身につけるための支援 ・就労意欲喚起や就労体験等の機会の提供等、就労活動や自立に至るまでの総合的な支援	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 38,493 の内数)	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 29,275 の内数)	2/3	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の生活保護担当課	—	資料 31
23	被保護者の社会的な居場所づくり支援事業	継続	被保護者の自立支援を推進するために、企業、NPO、市民等と行政との協働により、被保護者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 38,493 の内数)	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 29,275 の内数)	3/4	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の生活保護担当課	—	資料 32
24	居住の安定確保支援事業	継続	賃貸住宅等への入居希望者や入居者を対象に、家賃の代理納付の活用等の入居に関する支援や見守り等の日常生活支援を実施する事業。	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 38,493 の内数)	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 29,275 の内数)	3/4	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の生活保護担当課	—	資料 33
25	被保護者家計相談支援事業(仮称)	新規	被保護者の自立(保護廃止)後に再度生活保護の受給に至らないようにすることを目的とし、被保護者の生活保護廃止を見据えた家計管理方法の提案、支援や大学等への進学に伴い自立が見込まれる世帯への進学費用や奨学金制度等への助言、案内を行う事業。	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 38,493 の内数)	—	2/3	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の生活保護担当課	—	資料 34

26	ひきこもり対策推進事業	継続	ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、相談支援等を通じて、ひきこもり状態にある本人の自立を促すことにより、本人及びその家族等の福祉の増進を図る。	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 38,493 の内数)	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 29,275 の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 指定都市 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の担当課	—	資料 35～36
27	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	継続	地域における福祉ニーズを踏まえ、地域住民相互の支え合いによる要支援者への見守り、生活支援といった共助の取組の基盤づくりを支援する。	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 38,493 の内数)	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 29,275 の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 市町村 NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の福祉担当課	—	資料 37
28	生活困窮者自立支援制度	継続	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、包括的な相談支援、就労支援等を行い、その自立を促進する。 ①自立相談支援事業 ②住居確保給付金 ③就労準備支援事業 ④一時生活支援事業 ⑤家計相談支援事業 ⑥子どもの学習支援事業 ⑦その他事業	①② (21,772 の内数) ③④⑤⑥⑦ (21,383 の内数)	①② (21,772 の内数) ③④⑤⑥⑦ (18,268 の内数)	①② 3/4 ③④⑤※ 2/3 ⑤⑥⑦ 1/2 ※①③⑤ を一体的に実施した場合	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の福祉担当課等	—	資料 38
29	社会福祉振興助成事業	継続	政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して生活できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対して助成を行う。	608 (前年度同額)	608	定額	<実施主体> (独)福祉医療機構 <助成先> NPO 法人等	平成 30 年 1 月 5 日 ～ 1 月 29 日	応募書類を郵送	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 (内線 2866)	約 100 件	資料 39 ※予算成立後速やかに事業実施が可能になるよう、平成 30 年度分の募集は既に実施済
30	自殺防止対策事業	継続	自殺対策に取り組む民間ボランティア団体の活動に対し、財政支援する。	(2,600 の内数)	(2,500 の内数)	定額	<実施主体> NPO 法人等	平成 30 年 2 月 28 日に公募終了(予定)	事業計画書の提出	自殺対策推進室 (内線 3069)	11 団体 61 百万円 (交付額)	資料 40
31	樺太等残留邦人集団一時帰国事業	継続	樺太等残留邦人に対する一時帰国の援助を行うとともに、樺太等残留邦人の永住帰国に関する意向及び永住帰国時期の調査等を行い、帰国希望者が円滑に帰国できるよう支援するもの。	35	34	委託費の上限額内で交付	<実施主体> NPO 法人等	平成 29 年 12 月 22 日公示	国に事業実施計画書を提出	社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 (内線 3465)	1 件 34 百万円	資料 41

32	中国残留邦人等地域生活支援事業	継続	地方自治体が実施主体となり、中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、身近な地域での日本語教育支援事業等の地域支援を促進する事業。	(17,110の内数)	(11,007の内数)	10/10	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	社会・援護局 援護企画課 中国残留邦人等 支援室 (内線 3463)	NPO 法人への実績については、実施主体によって実施方法が異なるため把握していない	資料 42
33	地域生活支援推進事業	継続	全国 7ヶ所に設置している中国帰国者支援・交流センターで、より一層、地域に定着した中国残留邦人等への支援が行われるよう、地域で活動する NPO 法人等との連携を推進し、活動を援助する。	(7の内数)	(8の内数)	委託費の上限額内で交付	<実施主体> NPO 法人等	中国帰国者支援・交流センターにより異なる	中国帰国者支援・交流センターが実施主体を選定	社会・援護局 援護企画課 中国残留邦人等 支援室 (内線 3463)	11 件 1.8 百万円 (平成 30 年 2 月時点) ※センターによって NPO 法人等への委託状況が異なる	資料 43
34	障害者総合福祉推進事業	継続	障害者施策全般にわたり解決すべき課題について、現地調査等による実態把握や試行的取組を通じた提言を行う。	(400の内数)	(57の内数)	定額	採択された法人 (NPO 法人等)	平成 30 年 2 月～3 月に公募	事業計画書等を国に提出	社会・援護局 障害保健福祉部企画課自治体支援係 (内線 3007)	4 件 8 百万円	資料 44
35	地域生活支援事業	継続	事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業。	(4,507の内数)	(4,540の内数)	1/2 以内	<実施主体> 都道府県 市町村 <委託先、補助先> NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の担当課	-	資料 45～47
36	地域生活支援促進事業	継続	発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業について、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。	(424の内数)	(336の内数)	1/2 又は定額 (10/10)	<実施主体> 都道府県 市町村 <委託先、補助先> NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の担当課	-	資料 45, 48 ※29 年度資料に記載の、障害者就業・生活支援センター事業、就労移行等連携調整事業、工賃向上計画支援事業は本事業に含まれる

37	障害者芸術文化活動普及支援事業	継続	障害者の芸術文化活動の相談支援・人材育成等の支援ノウハウを全国展開し、障害者の芸術文化活動の更なる振興を図る。	(213の内数)	(203の内数)	10/10	<実施主体> 都道府県 NPO 法人等 <委託先> NPO 法人等	平成 30 年 3 月中旬 ～4 月中旬	公募による 事業計画書 の提出	社会・援護局 障害保健福祉 部企画課自立 支援振興室 (内線 3071)	7 件 41 百万円 (平成 29 年 1 月末現在)	資料 49～ 50
38	依存症民間団体支援事業	新規	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者やその家族等の支援について、全国規模で実施している自助グループ等民間団体の活動(支援ネットワークの構築や相談支援、普及啓発活動等)に関する支援を行う。	(18の内数)	—	定額 (10/10)	NPO 等	未定	検討中	社会・援護局 障害保健福祉 部精神・障害 保健課心の健 康支援室 (内線 3100)	—	資料 51
39	社会福祉施設等施設整備費補助金	継続	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助する。	(7,154の内数)	(15,110の内数) うち補正予算 額 8,010 の内 数	1/2	<実施主体> 都道府県 指定都市 中核市 <委託先> 社会福祉法人 医療法人 公益社団法人 NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体を 経由し、国 (各地方厚 生局)に提出	実施主体の 担当課	—	資料 52
40	地域支援事業交付金	継続	要支援・要介護状態になる前から介護予防サービスを提供し、効果的な介護予防システムを確立するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業等を行う地域支援事業に対し交付金を交付する。 ①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業 ③任意事業	(198,754の内数)	(156,930の内数)	① 25/100 ②、③ 38.5/100	<実施主体> 市町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体により異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の担当課	—	資料 53
41	地域医療介護総合確保基金	継続	平成 26 年 6 月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備等の促進のため必要な事業を支援する。	(48,277の内数)	(48,277の内数)	2/3	<実施主体> 都道府県 <委託先> NPO 法人等	実施主体により異なる。	管轄する都 道府県に提出。	各都道府県担 当課	—	資料 54
42	民間事業者と協働で行う地域福祉・健康づくり事業	継続	保健福祉分野における社会的事業の開発・普及を図るため、ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)など社会的インパクト投資の枠組みを活用した事業を実施し、成果指標の設定等の環境整備、課題や有効性の検証などを行う。	111	73	10/10	NPO 法人等	平成 30 年 4 月～6 月	事業計画書 の提出	厚生労働省政 策統括官(総 合政策担当) 社会保障担当 参事官室 (内線 7695)	2 件	資料 55

合計 (内数事業を除く)	—	—	89,314 (増減額)	68,867	—	—	—	—	—	—	—
			20,447 (増減率%)								
			29.7%								